

政策会議付議事案書 (令和2年10月20日)

提案課名 予防課

報告者名 小室 俊之

<p>事案名</p>	<p>秦野市火災予防条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>電気自動車の普及により、短時間で大容量の充電ができるよう、急速充電設備に係る規定が見直され、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されました。それに伴い、秦野市火災予防条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 (令和2年総務省令第77号)          公布日 令和2年8月27日          施行日 令和3年4月1日</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市火災予防条例の一部を改正し、次のとおり急速充電設備に係る規定を見直すこと。          1 急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大すること。          2 火災予防上必要な処置として、現行の急速充電設備を設置する位置、構造及び管理に関する基準を改正すること。          3 設置する際、その旨をあらかじめ消防長に届け出なければならないものに、急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。) を加えること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年11月 令和2年12月第4回市議会定例会に条例改正議案を提出          " 15日 火災予防条例施行規則の改正          令和3年 4月 1日 条例及び条例施行規則の施行</p>	

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が 200 キロワットまで拡大されたことに伴い、その設備を設置する場合の基準を改めること。
- (2) 急速充電設備を設置する場合の届出を義務付けること。

## 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第47条第10号」を「第47条第11号」に改める。

第13条第2項ただし書中「造り」を「造られ」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を加え、「原動機付自転車をいう。以下同じ」を「原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第13条の2第1項第12号に次のように加え、同号を同項第16号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第13条の2第1項中第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する処置をすること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するための液体を用いるものにあつては、その液体（以下この号において「冷却液」という。）が漏れた場合に、漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、冷却液の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機

能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

第13条の2第1項第10号を同項第11号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための処置がとられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第47条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市火災予防条例第13条の2及び第47条の規定は、施行日以後に設置の工事がされる急速充電設備について適用し、施行日前に現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

## 議案第 号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第47条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）並びに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第47条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）並びに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材</p>

料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための処置がとられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) - (4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合に

料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) - (3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁され

は、充電を開始しない処置をすること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない処置をすること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部とに電圧が加えられている場合には、その接続部が外れないようにする処置をすること。

(8)－(12) (略)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する処置をすること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するための液体を用いるものにあつては、その液体（以下この号において「冷却液」という。）が漏れた場合に、漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、冷却液の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係

ていない場合には、充電を開始しない処置をすること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない処置をすること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部とに電圧が加えられている場合には、その接続部が外れないようにする処置をすること。

(7)－(11) (略)

る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(16) 急速充電設備に内蔵されている蓄電池にあつては、次によること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(12) 急速充電設備に内蔵されている蓄電池にあつては、次によること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる処置をすること。

(13)・(14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。



(1) - (9) (略)

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11) - (14) (略)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市火災予防条例第13条の2及び第47条の規定は、施行日以後に設置の工事がされる急速充電設備について適用し、施行日前に現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

(1) - (9) (略)

(10) - (13) (略)

## 秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

### 1 背景

電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴い、今後、全出力が50キロワットを超える急速充電設備が普及していくことが想定されます。一方、現行の制度においては、全出力が50キロワットを超える急速充電設備は、変電設備として位置、構造及び管理に関する基準等が適用され、電気自動車等の運転手による充電ができないなど、不都合が生じることとなります。

### 2 改正の内容

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年8月27日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、この全国統一的な基準に合わせ、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な処置として、位置、構造及び管理の基準を改めるものです。

### 3 新たに必要となる火災予防上必要な処置

対象部位	処置の内容
機器本体	建築物からの離隔距離の確保
コネクター	不時の落下防止
充電用ケーブル	(1) 漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造 (2) 冷却液の流量及び温度の異常の自動検知 (3) 異常検知時の自動停止
開閉器	(1) 開閉器の異常の自動検知 (2) 異常検知時の自動停止
蓄電池	(1) 温度及び制御機能の異常の自動検知 (2) 異常検知時の自動停止

#### 4 効果

急速充電設備の全出力の上限が拡大された機器が普及することにより、複数台の電気自動車等への同時充電及び高電力での充電が可能となり、充電に要する時間の短縮につながります。

また、火災予防上必要な処置を見直すことにより、的確な安全対策をとることができます。

#### 5 施行日

令和3年4月1日

## 秦野市火災予防条例の一部改正について

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年8月27日公布され、令和3年4月1日から施行されます。

## 主な改正事項

- ① 電気自動車等の充電を行う急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大したこと。
- ② 火災予防上必要な処置の見直しをしたこと。
- ③ 設置をする際、届出が必要になったこと。

※ 新たに必要となる火災予防上必要な処置 (抜粋)

- i 急速充電設備の操作に伴うコネクタの不時の落下を防止する措置
- ii 充電ケーブルを冷却するために液体を用いる急速充電設備に講じる措置
- iii 複数の充電ケーブルを有し、複数の電気自動車等を同時に充電する機能を有する急速充電設備に講じる措置

※ 届出が必要となる設備

	全出力	50kw	200kw
届出 (改正前)	不要	必要 (変電設備)	必要 (変電設備)
届出 (改正後)	不要	<b>必要</b> <b>(急速充電設備)</b>	必要 (変電設備)



急速充電設備

海老名 SA(下り)

※ 充電設備は大きく「普通充電」と「急速充電」に分けられます。

普通充電 (単相交流 100 or 200 v)、急速充電 (三相交流 200 v)

消 防 予 第 226 号  
令 和 2 年 8 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和2年総務省令第77号。以下「改正省令」という。）が令和2年8月27日に公布されました。

今回の改正は、令和元年度「全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）における検討を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）に規定されている急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前の規定についても火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準について、所要の規定の整備を行うものです。

また、これに伴い、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）についても、別紙のとおり所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正省令に関する事項

#### 1 本則関係

- (1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大したこと（第3条関係）。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正したこと（第16条関係）。

#### 2 附則関係

- (1) 施行期日は、令和3年4月1日としたこと（附則第1項関係）。
- (2) 改正省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正省令第3条第20号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する

基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと（附則第2項関係）。

## 第二 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

### 1 本則関係

- (1) 対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）についても第一の1と同様の改正を行うこととしたこと（第11条の2関係）。
- (2) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）については、消防署への設置の届出を要することとしたこと（第44条関係）。

### 2 附則関係

- (1) 施行期日は、令和3年4月1日としたこと（附則第1項関係）。
- (2) 火災予防条例（例）の一部改正の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の火災予防条例（例）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと（附則第2項関係）。

<p>（問い合わせ先） 消防庁予防課 担当：細川課長補佐、五味 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533</p>
---

政策会議付議事案書 (令和2年10月20日)

提案課名 人事課

報告者名 青木 裕一

<p>事 案 名</p>	<p>秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目 的 ・ 必 要 性</p>	<p>国では、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に同感染症の患者があった船舶等において、同感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象に、特殊勤務手当（防疫等作業手当の特例）を支給しています。</p> <p>これに伴い、国から地方公共団体に対し、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たる病院、宿泊施設等の内部並びにこれらの施設への移動時の動線上及び車内についても本特例の対象となる作業場所に該当しうることに留意し、適切な取扱いをするよう通知がありました。</p> <p>このことを踏まえ、本市においても、既に多くの消防職員が同要件に該当する作業を行っており、今後他の該当作業が発生する可能性もあることから、従事した職員に対して本件に係る手当を支給するため、秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給する特殊勤務手当（保健衛生手当）に特例を追加し、条例の一部を改正する必要が生じたものです。</p>	
<p>経 過 ・ 検 討 結 果</p>	<p><b>1 これまでの経過</b></p> <p>(1) 令和2年3月18日 国が人事院規則を改正し、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例を創設。作業に従事した日1日につき3,000円（同感染症患者若しくはその疑いのある者の身体に接触、又は長時間にわたり接して行う作業は4,000円）を支給開始。</p> <p>(2) 令和2年4月21日 国から防疫等作業手当の運用等について通知</p> <p>国の防疫等作業手当の運用について、地方公共団体における、病院等への搬送についても対象となることが技術的助言として通知されました。</p> <p><b>2 県内他市の導入状況調査（資料5）</b></p> <p>県内他市に本特例の導入状況を確認したところ、19市中15市が既に条例改正等を行い、本手当を支給しています。</p>	

	<p><b>3 本市の適用事例の集計及び支出予定額を算定（資料6）</b></p> <p>本市の適用事例を集計し、条例改正に伴い支出が予定される手当額を算定したところ、消防職員が市民を病院に緊急搬送し、PCR検査を受けたケースが、今年の2月20日から9月30日までに計262回発生し、延べ726人が従事しています。</p> <p>これまでの実績から今年度末の見込みを算出すると、延べ計1,434人が従事、合計5,736,000円が令和2年度の支出予定額となります。</p> <p>なお、予算上の対応としては、令和2年第4回定例会において補正予算として計上するものです。</p> <p>また、この特例による手当は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、保健衛生手当に特例を追加すること。</li> <li>2 支出予定額について、令和2年第4回定例会において補正予算として計上すること。</li> <li>3 施行期日は、公布日から施行し、国と同様に令和2年1月27日から適用すること。</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<p>令和2年12月 改正条例の議案を上程</p>



議案第 号

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国家公務員に準じて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護する緊急の処置に係る作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の特例を定めるため、改正するものであります。

## 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年秦野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（保健衛生手当の特例）

- 4 第 5 条第 1 号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1 日につき 3, 0 0 0 円（同感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業にあつては、1 日につき 4, 0 0 0 円）の保健衛生手当を支給する。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 4 項の規定は、令和 2 年 1 月 2 7 日から適用する。

（保健衛生手当の内払）

- 2 改正後の条例附則第 4 項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例第 5 条第 1 号の規定により支給された保健衛生手当は、同項の規定による保健衛生手当の内払とみなす。

（災害等出動手当の控除）

- 3 改正後の条例附則第 4 項の規定による保健衛生手当の支給の対象となる作業に対して、その作業に従事したことのみを理由として第 7 条の規定による災害等出動手当が支給されているときは、同項の規定による保健衛生手当の額からその災害等出動手当の額を控除した額を支給する。

議案第 号 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1－3 (略)</p> <p>(保健衛生手当の特例)</p> <p>4 第5条第1号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1日につき3,000円（同感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業にあつては、1日につき4,000円）の保健衛生手当を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第4項の規定は、令和2年1月27日から</p>	<p>附 則</p> <p>1－3 (略)</p>

適用する。

(保健衛生手当の内払)

- 2 改正後の条例附則第4項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第1号の規定により支給された保健衛生手当は、同項の規定による保健衛生手当の内払とみなす。

(災害等出動手当の控除)

- 3 改正後の条例附則第4項の規定による保健衛生手当の支給の対象となる作業に対して、その作業に従事したことのみを理由として第7条の規定による災害等出動手当が支給されているときは、同項の規定による保健衛生手当の額からその災害等出動手当の額を控除した額を支給する。

## 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

### 1 経過

国では、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に同感染症の患者があった船舶等において、同感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象に、特殊勤務手当（防疫等作業手当の特例）を支給しています。

これに伴い、国から各地方公共団体に対し、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たる病院、宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内についても本特例の対象となる作業場所に該当しうることに留意し、適切な取扱いをするよう通知がありました。

このことを踏まえ、本市においても、秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給する特殊勤務手当（保健衛生手当）に次のような特例を追加するため、改正するものです。

### 2 特例の内容

#### (1) 手当の支給対象作業

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業

#### (2) 作業場所

病院、宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内

#### (3) 手当の額

作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）

### 3 施行日

公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

県内他市の防疫作業手当改正状況

令和2年9月30日人事課作成

	団体	制定有無	制定時期	適用日	病院の有無	手当額	本則・附則	運用基準	消防実績	その他
全職員を対象に支給	国	有	R2.3	R2.1.27	有	①3,000円 ②4,000円	-	-	-	-
	横浜市	有	-	R2.2.1	有	①3,000円 ②4,000円	-	有	実績有	条例改正なし、条例第2条第8項の「臨時特殊業務手当」として支給。
	川崎市	有	-	R2.4.1	有	①3,000円 ②4,000円	-	有	実績有	条例改正なし、条例第19条臨時の手当として支給。
	相模原市	有	R2.5	R2.2.14	有	①3,000円 ②4,000円	附則	無	実績有	消防は陽性者を搬送した場合のみ支給。
	横須賀市	有	R2.6	R2.1.27	有	①3,000円 ②4,000円	本則	有	毎月数人程度	消防は陽性者を搬送した場合のみ支給。
	平塚市	有	R2.6	R2.1.27	有	①3,000円 ②4,000円	附則	有	未集計	消防を前提に規定。病院は公営企業のため別に規定。
	鎌倉市	有	R2.6	R2.2.1	無	①3,000円 ②4,000円	附則	有	13人/月	消防のみ支給実績あり。
	藤沢市	有	R2.6	R2.2.1	有	①3,000円 ②4,000円	附則	無	未集計	基準を設けておらず、個別に判断している。
	小田原市	有	R2.6	R2.1.27	有	①3,000円 ②4,000円	附則	無	90人/月	基準を設けておらず、個別に判断している。
	茅ヶ崎市	有	R2.6	R2.2.7	有	①3,000円 ②4,000円	附則	無	50~99人/月	4,000円の支給実績が多い。
	逗子市	有	R2.9	R2.1.27	無	①3,000円 ②4,000円	附則	無	16人/月	発熱患者搬送では支給せず、感染が見込まれる(感染防護策をした)ケースを対象とする。
	大和市	有	R2.6	R2.1.27	有	①3,000円 ②4,000円	附則	有	120人/月	消毒作業だと(PCR陽性者を乗せた車両のみ)3,000円でそれ以外はほぼ4,000円を支給。
	伊勢原市	有	R2.6	R2.1.27	無	①3,000円 ②4,000円	附則	有	80人/月	PCR検査を保健所等から指示されたかどうかで判断。(発熱患者の搬送では、支給しない。)
座間市	有	R2.8	R2.1.27	無	①3,000円 ②4,000円	附則	有	未集計	実績は消防のみ。	
の病 み院 支職 給員	三浦市	有	規則	R2.3.9	有	①3,000円 ②4,000円	-	無	-	消防は広域(横須賀市)で対応しているため、病院職員のみ対象。
	厚木市	有	規程	R2.6.1	有	①3,000円 ②4,000円	-	有	-	病院職員のみ対象とし、消防は既存の手当(300円/日)で対応。現時点で対応予定なし。
別支 手当なし又 支給は	海老名市	無	-	-	無	-	-	-	-	現時点で対応予定なし。
	南足柄市	無	-	-	無	-	-	-	-	消防は広域(小田原市)で対応している。現時点で対応予定なし。
	綾瀬市	無	-	-	無	-	-	-	-	消防は既存の手当(250円/日:陽性のみ)で対応。
	秦野市	R2.12予定	R2.12予定	-	無	-	-	-	-	消防は既存の特殊勤務手当の災害等出勤手当の中で著しく危険等が伴う救急救命処置の業務として出勤1件につき200円を支給している。

※「手当額」の①は「防疫作業に従事した者」、②は「防疫作業に従事した者のうち、感染者等の身体に接触、または長時間にわたり作業した者」の1日当たりの支給額です。

## 新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の支出予定額

令和 2 年 1 0 月 6 日

人事課作成

### 1 支出予定額

5, 736, 000円

### 2 算定根拠

#### (1) 出勤回数

月	出勤件数	従事延べ人数	PCR検査結果	
			陽性	陰性
2月	2件	5人	1人	1人
3月	4件	12人	1人	3人
4月	38件	108人	1人	37人
5月	43件	120人	0人	43人
6月	41件	112人	0人	41人
7月	44件	114人	4人	40人
8月	54件	143人	0人	54人
9月	36件	112人	0人	36人
合計	262件	726人	7人	255人

※同日内に同じ職員が複数回出勤した場合は人数に含めない。

#### (2) 支出見込額

ア 2月～9月の従事者人数

726人

イ 10月～3月の従事者人数見込み

4月～9月の平均から、1月あたりの従事者人数を算定

$$118人 \times (10月 \sim 3月 (6か月)) = 708人$$

ウ 年度末の従事者人数見込み

1,434人

エ 年度末の支出見込額

$$4,000円 \times 1,434人 = 5,736,000円$$

### 3 既支出額（控除額）

2月～9月の従事者人数726人+重複者78人=804人

$$804人 \times 200円 = 160,800円$$

政策会議付議事案書 (令和2年10月20日)

提案課名 高齢介護課

報告者名 渋谷 寛

<p>事案名</p>	<p>秦野市生涯現役促進地域連携事業について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>国は、高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体を中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に繋がる事業を幅広く実施する団体と委託契約することで、地域の実情にあった高齢者の雇用の促進を進めています。</p> <p>そこで、本市においても働く意欲のある、知識・経験の豊富な高齢者の雇用の促進し、働き手を確保するとともに、労働を通じて生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みをつくるため、関係する機関と秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会を組織し、国の委託により生涯現役促進地域連携事業を実施するものです。 ※事業スキーム詳細については資料のとおり。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和2年3月 秦野市シルバー人材センターと事業についての意向を確認</p> <p>〃 6月 秦野市シルバー人材センターと具体的な役割について協議し、事業推進員の雇用、労務管理等の実施について了解される。</p> <p>〃 7～8月</p> <p>秦野市社会福祉協議会、中栄信用金庫、秦野市農協及び産業振興課、農業振興課（農業支援センター）に、事業概要（目的、必要性、役割等）を説明し、協議会の構成員となり、協働で運営することの内諾を得る。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市生涯現役促進地域連携事業の実施について</p> <p>高齢者の就労体制を整えるため、秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会を設置し、高齢者の多様な就業機会の確保やその方策について協議を行うとともに、高齢者の就労支援を包括的に実施すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年11月 秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会の設置</p> <p>令和3年1月 秦野市生涯現役促進地域連携事業構想提案書（案）提出</p> <p>令和3年4月 国の採択</p> <p>令和3年5月 委託契約締結 事業開始</p>	



令和2年10月20日  
高齡介護課作成

## 生涯現役促進地域連携事業について

### 1 目的

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が培ってきた能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続ける地域の仕組みをつくる必要があります。

また、高齢者が労働を通じて生きがいを感じ、地域社会で活躍することによって地域の活性化が進み、さらには、社会参加することによって健康寿命が伸長し、医療や介護に係る費用の削減につながる可能性があります。

そのため、高齢者の活躍の場を広げ、新しい雇用を生み出す仕組みづくりを計画的に進めるため、関係する機関と「秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会」を組織し、国の委託により生涯現役促進地域連携事業を実施するものです。

### 2 目指す姿 高齢者が様々な分野で健康的に活躍するまち 「はだの」

### 3 事業の実施期間

3年度	4年度	5年度	6年度以降
連携推進コース(上限 2,000 万円×3 年間) 事業開始(対象:55 歳～)			地域共同コース(3 年間) 事業開始
高齡者雇用の推進			6 年度以降の事業の実施
成果報告			
<b>評価</b> 継続基準のクリアが必要、実績が0の場合、事業継続不可。 アウトカム目標未達成は改善計画の策定。			6 年度 1,000 万円 7 年度 950 万円 8 年度 900 万円

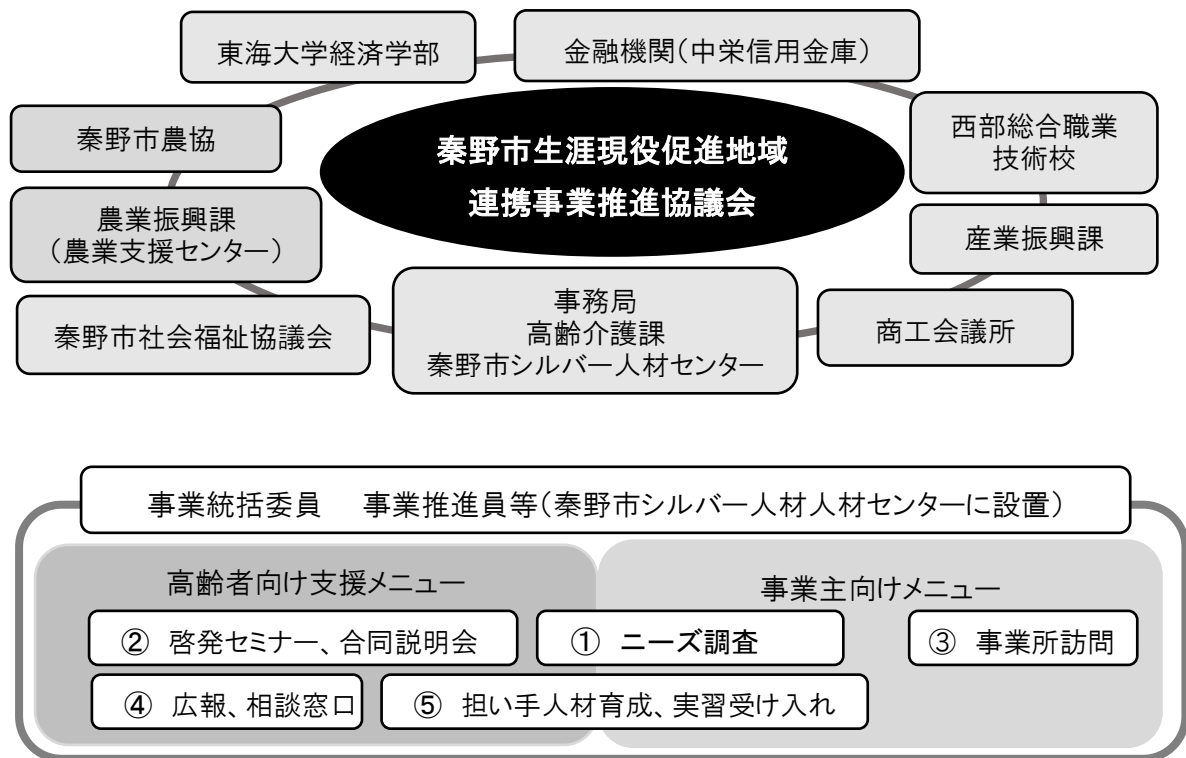
### 4 令和3年度連携推進コース開始までの流れ

2月上旬～2月下旬	事業構想募集
2月中旬	企画競争にかかる説明会
3月中	企画書評価委員会（提案者からのプレゼン）
3月～5月	採択結果通知・公表 地域計画厚生労働大臣協議・同意 契約手続き
4月～6月	事業開始

## 5 実施主体 秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

- (1) 目的 高齢者の多様な就労機会を確保するため協議会を設置
- (2) 事務局 高齢介護課、秦野市シルバー人材センター
- (3) 構成員（候補）福祉部（高齢介護課）、秦野市シルバー人材センター、東海大学、秦野市社会福祉協議会、環境産業部（産業振興課、農業振興課）金融機関（中栄信用金庫等）、商工会議所、秦野市農協、西部総合職業技術校（セブンイレブン…確認中）
- (4) アドバイザー：ハローワーク松田（公共職業安定所）←依頼予定

秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会の構成（イメージ図）



協議会構成委員の役割

構成委員	役割
秦野市 シルバー人材センター	事業統括員及び事業推進委員の配置。高齢者向け支援メニュー及び事業主向けメニューの実施主体。 事業配置職員の労務管理及び事業展開。
金融機関 (中栄信用金庫)	様々な企業支援の中で、高齢者の雇用につながるために必要な「情報をつなぐ」役割 (例「高齢者ならではの強み」を生かした企業側への働きかけなどの戦略への提案)

秦野市社会福祉協議会	社会福祉法人へのつなぎ（マッチング） 担い手人材育成や職業体験への協力 （例 保育・学童・介護分野での就労促進）
商工会議所	商店街等への働きかけによる需要の創出 （例 高齢者に適した就労等の創出）
農業振興課	農業分野への働きかけによる需要の創出 （例 高齢者に適した作業等の創出及び集約等）
秦野市農協	会員への働きかけにより需要の創出、担い手人材育成 や職業体験への協力（例 高齢者に適した作業等の創出）
西部総合職業技術校	担い手人材育成や職業体験への協力
東海大学政治経済学部	全体の進行管理に対する助言 経済学科小崎敏男教授
産業政策課	就労統計等の調査 市内事業所への働きかけによる需要の創出 （例 高齢者に適した就業内容等の集約等）
高齢介護課	事務局（総合調整、目標設定、進行管理、評価） 生活支援体制整備事業との連携

## 6 連携推進コース実施期間中の実施体制

### (1) 実施体制の整備（令和3年度）

- ア 事業を実施する人材として事業統括員と事業推進委員を配置する。
- イ シルバー人材センターの拠点に事務所を設置する。
- ウ 事業統括員、事業推進委員が中心となって事業を実施する。
- エ 事業統括員、事業推進委員の労務管理及び財務管理は、シルバー人材センターが行う。

### (2) 秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

- ア 事業概要、目標、実施内容、メンバー期待する役割を確認し共有する。
- イ 年度事業に具体的な行動計画、メンバーの役割を確認し、メンバーの強みを活かし、効果的な事業展開を目指す。
- ウ 年度事業に目標の達成状況を確認する。

## 7 重点業種

ニーズ調査の結果に基づき求められている分野の業種を選定

- (1) 福祉（保育、学童保育、生活支援事業、福祉サービス事業）
- (2) 農業（家庭菜園的農園や花栽培など軽易な作業への従事の実現）
- (3) 商業（商店街、飲食店、コンビニ等）

## 8 連携推進コース実施期間中の実施内容

### 主な事業内容案

(1) 高年齢者及び事業主のニーズ調査	ニーズ調査事業
(2) 高齢者の雇用に関する相談・情報提供 ア) ホームページ開設、パンフレット等の作成 イ) 就労等に関する相談窓口の設置 (シニア人材バンク) 高齢者と事業主のマッチングを推進	応援窓口開設事業
(3) 高齢者の就労、社会参加に関する意識づけ ア) 高年齢者向け意識啓発等セミナー (ウィズコロナ期のスマホ・タブレットを活用) や定年前からの生活設計セミナー等 イ) 企業向け啓発セミナー ウ) 高齢者の雇用・就業にかかる合同説明会	生涯現役促進普及啓発事業
(4) 担い手人材の育成 基礎知識・技術取得、職場見学、職業体験等	応援セミナー開催事業
(5) 高年齢者が活躍できる仕事や事業の開拓	事業所訪問事業

#### (1) ニーズ調査 (令和3年度)

今後の事業展開の基礎データとするために、高年齢者と事業主のニーズ調査を実施し、それぞれの実態把握に努める。事前に、高齢者や事業主からの相談の状況をハローワークに確認し、調査項目を検討する。調査内容は協議会からも意見をもらって決定し、委託により実施する。

高年齢者ニーズ調査 (年代・性別)	就労希望者の就労頻度、収入額、業種、有する経験・技能、希望する講習等
事業主調査 (規模・業種別)	人手不足の状況 必要とする人材に求める業務・スキル

#### (2) 応援窓口開設事業

生涯現役の取組の普及啓発のために、ホームページの作成やパンフレットの作成をする。また、就労等に関する相談窓口 (シニア人材バンク) を設置し、高齢者と事業主のマッチングを推進する。

#### (3) 生涯現役促進普及啓発事業

定年前の方や無関心層の高年齢者がセカンドライフを考えることを目的とした啓発セミナーを実施する。また、企業の意識改革も必要なことから、企業向け啓発セミナーについても実施する。

(4) 応援セミナー開催事業

ア 担い手育成研修

令和3年度は介護・福祉系の担い手育成研修を実施する。セブンイレブンとの連携事業を検討する。令和4年度以降の担い手育成は、ニーズ調査や受講者の意見を反映した内容とし、介護・福祉以外の分野での技術取得、職場見学、職業体験等の実施方法、実習の受け皿を探して実施する。事業内容はJA秦野や中栄信用金庫等の協力を得る。

令和4年度までに、分野別に必要なセミナーの体系・実施体制を整理し、シルバー人材センターが直営でも実施できるようにする。

イ 担い手育成研修受講者のフォロー

担い手育成研修受講者の登録体制を整え、令和3年度は合同説明会等を通じて社会福祉法人へのタイムリーな情報提供ができるようにする。人材育成・事業者等のマッチングについては、ハローワークとの役割を整理するとともに、西部総合職業技術校や秦野市社会福祉協議会等からアドバイスをもらう。

(5) 事業者訪問事業

高齢者の雇用に関する意向調査、意識啓発を実施し、高齢者雇用の受け皿確保に努める。事業主への働きかけとして、中小企業をターゲットに高齢者雇用に協力してもらえる企業を探す。どこの企業や事業所にあたるかは、中栄信用金庫や商工会議所、JA秦野等から意見をもらう。

9 年度別実施事業一覧

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
高年齢者ニーズ調査		△	○		△			△
事業主ニーズ調査			○					
生涯現役促進啓発セミナー				○	○	○	○	○
就業に関する合同説明会		△		○	○	○	○	○
事業者訪問			○	○	○	△	△	△
担い手 人材育成	介護・福祉関係	○	○	○	○	○	○	○
	農業			○	○	△	△	△
	その他			○	○	△	△	△
ホームページ作成			○					
パンフレット作成			○					
ホームページ・パンフレット更新				○	○	○	○	○
相談窓口の設置			○	○	○	○	○	○

△規模縮小

## 1 0 事業の継続性の考え方

本事業により、元気な高齢者が生涯現役として活躍できる地域をつくることで、高齢者の健康寿命の延伸を目指すものであるが、就労にかかわる情報を集約し関係機関が顔の見える関係となることで、時代の変化に柔軟に対応できるようになることも期待している。

また、新型コロナウイルス対策を講じた事業を行うことで、新しい生活様式に順応できる高齢者を増やすことにもつながる。新しい生活様式の中で高齢者の就労環境の構築ノウハウを蓄積し、予算規模を縮小しても効果的な事業として継続できるようにしていきたい。

## 1 1 事業報告

### (1) 事業年度ごとの実績報告

協議会等は年度毎に、事業利用者アンケート結果報告及び実施報告書を実施した年度の翌年度の4月初めに提出

### (2) 事業評価に基づく事業継続の可否

事業の実施期間は最大3年間だが、各年度の支援メニューのアウトプット目標及びアウトカム目標の達成状況について評価委員会に諮ったうえで、事業継続の可否または改善計画の作成とその実行を決定。

## 1 2 事業規模（予算）

### (1) 連携推進コース 厚生労働省の委託事業

1～3年目 上限 2,000万円×3年

### (2) 地域協働コース 厚生労働省の委託事業

4年目 上限 1,000万円

5年目 上限 950万円

6年目 上限 900万円

### (3) 生活支援体制整備事業 介護保険特別会計

7年目以降 上限 800万円

## 1 3 必要経費（予算）

管理費（人件費、その他の管理費）、事業費（謝金、人件費、活動経費）

## 1 4 県内他市事例について

別紙のとおり

## 生涯現役促進地域連携事業 平成28年度応募団体(第2次募集)

【事業タイトル】鎌倉の地域課題解決につながるシニア雇用促進事業

【事業構想提案団体:生涯現役促進地域連携鎌倉協議会(事業対象地域:神奈川県鎌倉市)】

鎌倉市には、高度な専門知識、豊富な経験を持った高齢者が多く存在し、「鎌倉最大の地域資源は“人”である」と言われているが、これらの人材が地域社会に活かされておらず、一定のスキルがあり、非常に強い鎌倉愛を持っている高齢者の就労(活躍)が期待されている。

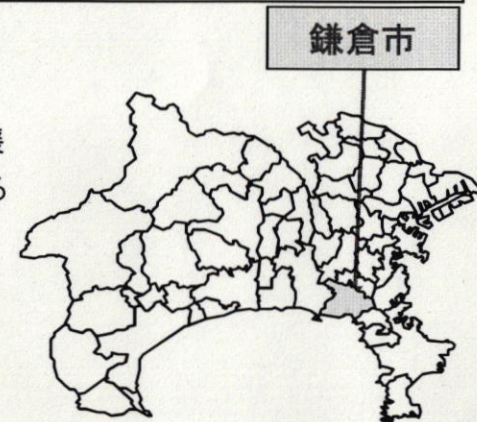
一方、市内の産業では、観光産業やIT産業などに特徴があり、観光産業では数多くの(年間延2,000万人超)観光客が訪れていることから、多言語や着付け・茶道などの技能を身につけた高齢者に基礎的な観光知識を付与するなどにより、高齢者の活用を通じた鎌倉観光の質の向上を図る。また、近年、市内へのIT関連企業の集積が進んでおり、土地柄から大規模事業所の誘致は困難だが、小規模事業所であれば空き家等の活用も見込めることから、IT関連企業の更なる誘致とIT関連企業の勤務経験のある高齢者の起業や総務、経理、人事、法律関係など会社の設立・運営に係るスキルを持った高齢者が活躍できる環境を整備する。

〈重点分野〉

観光、IT、子育て、介護・生活支援、中小企業支援

【主な事業内容】

- 観光分野やIT分野等の重点分野で就業するため、高齢者向けのスキルアップセミナーを開催
- 高齢者の起業支援及び起業する現役世代と起業に必要なスキルを持つ高齢者のマッチング支援
- シルバー人材センターに相談窓口を設置し、高齢者、事業主双方からセカンドライフのプラン等に係る相談及び市役所・支所等に出前・出張相談を実施
- 就労のメリットや社会的意義・役割などの啓発のため、高齢者向けの就労啓発セミナーを開催
- ホームページ等による高年齢者の就業支援に関する情報提供を行う



## 生涯現役促進地域連携事業(令和2年度開始分)地域協働コース応募団体

【事業タイトル】鎌倉の地域課題解決につながるシニア雇用促進事業

【事業構想提案団体】生涯現役促進地域連携鎌倉協議会(事業対象地域:神奈川県鎌倉市)

これからのまちづくりには、退職後、会社から地域に活動拠点を移したアクティブシニアの活躍が必要であり、彼らが地域でいきいきと活動することが重要。

また、鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、IT関連企業やベンチャーといったスタートアップ事業への支援、新たな産業の創出に向けた人的ネットワークの活用、空き家・空き店舗情報と企業誘致の連携などを通じて、創業支援、企業誘致、雇用の場の創出を行うとともに、様々なライフステージやキャリアなどに応じた就労環境の整備を図ることとしている。

鎌倉市には、「鎌倉最大の地域資源は“人”である」とも言われるほど、高度な専門知識、豊富な経験を持った高齢者が多く、この「鎌倉の地域資源」ともいえる質の高い労働力の活用は、企業側、就労者側双方にメリットがあるため、地域課題の解決が見込まれる分野を中心に高年齢者の雇用の促進を図る。

〈重点業種〉

観光、IT、子育て、介護・生活支援、中小企業支援

### 【主な事業内容】

協議会等が実施する取組(※)地域協働コースの委託範囲

- 相談窓口設置事業
- HP等による情報提供事業
- 高年齢者の就労啓発セミナー開催事業
- 企業との合同職業説明会事業
- 就業体験会事業

自治体等が自主的に行う取組

- 事業所訪問事業





## 生涯現役促進地域連携事業(平成30年度開始分 第1次募集)応募団体

【事業タイトル】 プロダクティブ・エイジングで目指す「シニアが輝くゴールドタウン小田原」

【事業構想提案団体】小田原市生涯現役推進協議会(事業対象地域:神奈川県小田原市)

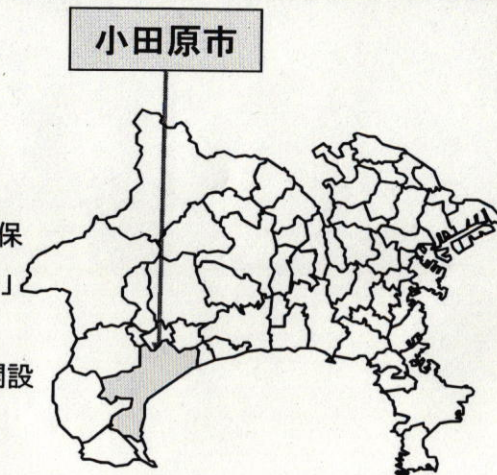
小田原市では、シニアが元気に活動し豊富な人生経験を地域の課題解決につなげる「プロダクティブ・エイジング」の考えのもと、シニアの就労や社会参加活動を応援する取り組みを行ってきたが、高年齢者の活躍を十分に支援できているとはいえない現状がある。そのため、地域の関係団体が連携し、それぞれの強みを活かした事業を展開することで、より一層、高年齢者が輝く環境を整備していく必要がある。

そのため本事業では、事業主と高年齢者へのニーズ調査、その結果を踏まえた高年齢者向けのセミナーの実施、事業所訪問による高年齢者に適した仕事の切り出し、高年齢者雇用への意識啓発、セカンドライフ応援窓口の開設による高年齢者や高年齢者の雇用を考えている事業所への支援等を実施する。

〈重点業種〉 観光関連(飲食店・宿泊業)、農林漁業関連、福祉関連(子育て・介護)

### 【主な事業内容】

- 事業展開の基礎データとするための事業所と高年齢者へのニーズ調査
- 定年前の方や無関心層の高年齢者がセカンドライフを考えることを目的とする「生涯現役の達人4 Daysセミナー」の開催
- 事業所訪問による高年齢者雇用への意識啓発、仕事の切り出しによる高年齢者雇用の受け皿確保
- 高年齢者雇用に関する成功事例や制度的なメリットを紹介する「シニア雇用の達人2Daysセミナー」の開催
- 就労を希望する高年齢者や高年齢者雇用を考えている事業所のためのセカンドライフ応援窓口の開設



政策会議付議事案書 (令和2年10月20日)

提案課名 障害福祉課

報告者名 入野 義郎

<p>事案名</p>	<p>秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的に、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して在宅障害者福祉手当を支給していますが、条例において、精神障害者に係る申請手続き及び状況報告の提出を毎年4月中に行うことを義務付けていることから、該当する約800名の方が短い期間に窓口に集中し、手続きを行っている状況です。また、精神障害にかかる支給申請を4月に限定している為、5月以降に受給資格を取得しても、翌年4月にならないと申請ができず手当の受給もできません。</p> <p>そこで、手続きに係る申請者の負担軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、申請期間の見直し及び手続きの簡素化を図るものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 昭和44年7月1日 秦野市在宅障害者福祉手当支給条例施行 支給対象は、身体障害者・知的障害者</p> <p>2 平成15年4月1日 秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部改正 支給対象に、精神障害者を加える。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正し、精神障害者の支給手続きを次のとおりとすること。</p> <p>1 受給資格の基準日を、申請の日とすること。</p> <p>2 支給申請を随時受け付け、申請月の翌月を支給開始の始期とすること。</p> <p>3 受給者に、義務付けていた毎年度の状況報告については、別に保有する情報で等級の変更などが把握できることを理由に廃止すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年11月 令和2年12月第4回市議会定例会に条例改正議案を提出 令和3年4月1日 条例施行</p>	

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正することについて

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

在宅障害者福祉手当の対象者のうち精神障害者について、受給要件を緩和するため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 受給資格の基準日を毎年4月1日から申請の日に変更すること。
- (2) 申請受付期間を廃止し、支給対象期間の始期を申請月の翌月とすること。
- (3) 受給者に義務付けていた毎年の状況報告を廃止すること。

## 秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

秦野市在宅障害者福祉手当支給条例（昭和 44 年秦野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「4 月 1 日」を「手当の申請をする日」に改める。

第 5 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「その内容を調査して手当の支給の中止、廃止又は継続を決定し」を「その内容を調査し、手当の支給の廃止を決定したときは」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「中止」を「廃止」に、「その年度の 4 月 1 日」を「その申請をする日」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 7 条の見出し中「支給期間」を「支給対象期間」に改め、同条第 1 項中「第 4 条第 1 項の表第 3 号又は第 7 号に定める者以外の者に係る手当の支給」を「手当の支給対象期間」に改め、「第 5 条第 1 項」の次に「又は前条第 3 項」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（支給対象期間の特例）

2 この条例による改正後の秦野市在宅障害者福祉手当支給条例第 7 条の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日において 1 年以上本市の住民である在宅障害者について、第 4 条第 1 項の表第 3 号又は第 7 号の規定による手当の支給を受けようとする者が令和 3 年 4 月 1 日から同月 30 日までに申請をし、支給の決定を受けたときは、同月を支給対象期間の始期とする。

## 議案第 号 秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手当の受給資格者)</p> <p>第3条 手当は、在宅障害者（前条第3号に規定する者については、<u>手当の申請をする日</u>において1年以上本市の住民である者）又はその者を保護し、若しくは養育する者に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当支給の申請)</p> <p>第5条 手当の支給を受けようとする者は、文書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の申請があったときは、その内容を審査して手当の支給の可否を決定し、申請をした者に文書により通知するものとする。</p>	<p>(手当の受給資格者)</p> <p>第3条 手当は、在宅障害者（前条第3号に規定する者については、<u>4月1日</u>において1年以上本市の住民である者）又はその者を保護し、若しくは養育する者に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当支給の申請)</p> <p>第5条 手当の支給を受けようとする者は、文書により市長に申請しなければならない。</p> <p><u>2 前項の場合において、前条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当の支給を受けようとする者は、4月1日から同月30日（それらの日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日）までに申請しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>第1項</u>の申請があったときは、その内容を審査して手当の支給の可否を決定し、申請をした者に文書により通知するものとする。</p>

(届出等)

第6条 (略)

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を調査し、手当の支給の廃止を決定したときは、届け出た者に文書により通知するものとする。

3 前項の調査により手当の支給を廃止された者が、第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったときは、前条第1項の規定による申請をすることができる(第4条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当を廃止された者については、その申請をする日において第3条に規定する受給資格者である場合に限る。)

(手当の支給対象期間及び支払期月)

第7条 手当の支給対象期間は、手当の支給を受けようとする者が第5条第1項又は前条第3項の規定による申請をした日の属する月の翌月から始め、その理由が消滅した日の属する月までとする。

(届出等)

第6条 (略)

2 第4条第1項の表第3号又は第7号の規定により手当を受給している者は、毎年4月1日現在の在宅障害者の状況について、同日から同月30日(それらの日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その翌日)までに文書により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の届出があったときは、その内容を調査して手当の支給の中止、廃止又は継続を決定し、届け出た者に文書により通知するものとする。

4 前項の調査により手当の支給を中止された者が、第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったときは、前条第1項の規定による申請をすることができる(第4条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当を中止された者については、その年度の4月1日において第3条に規定する受給資格者である場合に限る。)

(手当の支給期間及び支払期月)

第7条 第4条第1項の表第3号又は第7号に定める者以外の者に係る手当の支給は、手当の支給を受けようとする者が第5条第1項の規定による申請をした日の属する月の翌月から始め、その理由が消滅した日の属する月までとする。

2 第4条第1項の表第3号又は第7号に定める者に係る手当の

2 手当は、年額又は前項による月割額について、毎年度9月及び3月の2期に分割して支給する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(支給対象期間の特例)
- 2 この条例による改正後の秦野市在宅障害者福祉手当支給条例第7条の規定にかかわらず、令和3年4月1日において1年以上本市の住民である在宅障害者について、第4条第1項の表第3号又は第7号の規定による手当の支給を受けようとする者が令和3年4月1日から同月30日までに申請をし、支給の決定を受けたときは、同月を支給対象期間の始期とする。

支給は、手当の支給を受けようとする者が第5条第1項の規定による申請をした日の属する月（前条第4項の規定による申請に係る手当の支給については、その申請をした日の属する月の翌月）から始め、その理由が消滅した日の属する月までとする。

3 手当は、年額又は前2項による月割額について、毎年度9月及び3月の2期に分割して支給する。

## 秦野市在宅障害者福祉手当支給条例の一部改正について

## 1 現況

本市では、在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的として、昭和44年7月から身体障害者及び知的障害者を対象に在宅障害者福祉手当の支給を開始しました。

その後、平成14年度の制度改正において、精神障害者に係る事務の一部が県から市に移管されたことを踏まえて、平成15年度から精神障害者を支給対象に加えました。

しかし、その受給資格を「4月1日において1年以上本市の住民である者」としているため、4月2日以降に「1年以上」の要件を満たした方には、翌年の4月まで申請を待っていただいている状況です。

また、精神障害者手帳は身体・知的障害者の手帳とは異なり、有効期限があるため、法律により2年ごとに更新手続をする必要が規定されていることや、更新時ごとに、都道府県知事の認定を受けるため、手帳の等級が変更となる可能性があることなどを考慮して、毎年4月中に状況報告の提出を義務付けていますが、短期間に支給対象者が窓口集中する状況となっています。

## 2 見直し内容及び効果

申請期間（4月）まで待たなければならなかった支給申請を随時受け付け、支給開始の始期を申請月の翌月からにするとともに、状況報告の届出を廃止することで、申請者の手続負担の軽減・簡素化を図ります。

		改正前	改正後
新規申請	受給資格基準日	<u>4月1日</u> において1年以上本市の住民である者	<u>申請する日</u> において1年以上本市の住民である者
	申請期間	<u>4月1日から同月30日</u> まで	通年 <u>(随時)</u>
継続	状況報告	毎年4月1日現在の状況を届出	廃止

※改正後は、精神障害も身体障害及び知的障害と同様の扱いとなります。



## 神奈川県内の在宅障害者福祉手当てについて

令和2年10月 障害福祉課

## 精神障害者に対する手当ての支給状況について（神奈川県内19市）

	市	等級	金額（年額）	申請期間	所得制限等
1	秦野市	1級	35,000円	あり	なし
		2級	30,000円		
2	川崎市	1級で重複	60,000円	あり	あり
3	相模原市	1級・2級	60,000円	なし	なし
		3級	36,000円		
4	横須賀市	1級	60,000円	なし	なし
		2級	48,000円		
5	平塚市	1級・2級	36,000円	なし	なし
6	鎌倉市	1級	24,000円	なし	なし
7	藤沢市	1級・2級	48,000円	なし	あり
8	小田原市	1級・2級	24,000円	なし	なし
9	茅ヶ崎市	1級	30,000円	なし	なし
		2級	18,000円		
10	逗子市	1級	48,000円	なし	あり
		2級	36,000円		
11	厚木市	1級	36,000円	あり	なし
		2級	26,000円		
12	大和市	1級・2級	36,000円	なし	あり
13	伊勢原市	1級	25,000円	あり	なし
		2級	17,000円		
14	海老名市	1級	36,000円	あり	あり
		2級	12,000円		
15	座間市	1級	15,000円	あり	あり
16	南足柄市	1級で重複	12,000円	なし	なし
17	綾瀬市	1級	11,000円	あり	なし
		2級	6,000円		
18	横浜市	支給していたが、平成22年4月に廃止。			
19	三浦市	支給していない。			

## 資料6

## 年度別支給状況について

令和2年10月 障害福祉課

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
重度 (年額) 35,000円	身体	2,544	2,450	2,397	2,415	2,483	人
	知的	86,400,458	84,103,622	81,578,623	81,718,204	83,331,368	円
	精神	77	85	84	81	98	人
	1級	2,727,077	2,892,075	2,881,660	2,788,326	3,296,246	円
中度 (年額) 30,000円	身体	1,898	1,802	1,848	1,839	2,159	人
	知的	55,777,916	54,534,165	53,685,000	53,552,500	54,269,165	円
	精神	532	608	558	605	713	人
	2級	16,009,166	16,767,916	16,677,500	18,037,500	20,987,500	円
合計	身体	4,442	4,252	4,245	4,254	4,642	人
	知的	142,178,374	138,637,787	135,263,623	135,270,704	137,600,533	円
	精神	609	693	642	686	811	人
	1・2	18,736,243	19,659,991	19,559,160	20,825,826	24,283,746	円